

第5部 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

第5部－第2 高齢者福祉の充実

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

全国的な高齢化の進行に伴い、平成 25 年には三鷹市の高齢化率も 20%を超え、5人に1人が高齢者という時代になりました。さらに今後は、いわゆる「団塊の世代」の方々が後期高齢者となる時期を迎えようとしています。

これまで、市では、「コミュニティ創生」の取り組みとして、地域で見守り支え合う(共助)仕組みづくりである地域ケアネットワークの全市展開を図るとともに、元気な高齢者が自らの経験を活かせる社会参加の場の提供や民間資源を活用した地域人財の育成などに努めてきました。また、地域の高齢者に関する地域課題の発見・把握のため、「地域包括ケア会議(三鷹版地域ケア会議)」の実施や、増加しつつある認知症高齢者への対応として「認知症サポーター養成講座」などによる支援事業を展開してきました。また、平成 27 年度からの介護保険制度の大幅な改正を踏まえて策定した、「三鷹市第六期介護保険事業計画」では、高齢者一人ひとりが、いつまでも健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる地域社会の実現を目指す「地域包括ケアシステムの構築」を基本目標と掲げました。

これからは、「在宅医療・介護の連携の推進」、「認知症施策の推進」、「介護予防・生活支援サービスの整備」、「高齢者の住まいの安定的な確保」、「地域包括支援センターの機能強化」といった事業を中心に介護保険サービスの充実に努めるとともに、地域で高齢者を支える仕組みづくりを早急に構築していくことが課題となっています。

● 施策の方向

団塊の世代が高齢者となり、さらには平成 37 年には 75 歳以上の後期高齢者となることから、介護サービスを必要とする高齢者は今後一層増加することが見込まれています。

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して年齢を重ねることができるよう、元気な高齢者が参加できる社会活動の場の提供に努めるとともに、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者への生活支援体制の整備や、介護と医療の連携、成年後見制度の推進など、地域社会で高齢者を支え合う仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。

また、高齢化の進行に伴い、要支援・要介護者数が増加することから、介護サービス費の増加も見込まれています。介護予防・日常生活支援総合事業の推進や介護事業者への指導による給付の適正化に努めるとともに、介護保険制度の改正に適切に対応し、介護保険事業の円滑な実施に取り組みます。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 34 年度)
高齢者社会活動マッチング推進事業の会員数	2,034 人	2,554 人	3,000 人	3,500 人

市内の元気な高齢者の活動を示す指標です。能力・知識・技術・経験を持つ高齢者とそれらを必要とする市民とを、ICT 等を使って結びつけることにより、高齢者の主体的な社会活動が活発になることをめざします。

行政指標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 34 年度)
介護予防・生活支援サービス事業等の利用者数	—	—	2,500 人	3,000 人

介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業の利用者数を示す指標です。一人でも多くの元気な高齢者を増やすことをめざします。

※介護保険制度の改正(平成 27 年 4 月)に伴うまちづくり指標(「介護予防事業への参加者数」)の見直し

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
認知症サポーターの養成者数	1,950人	5,542人	7,500人	9,500人

認知症高齢者を地域で支える担い手の養成を示す指標です。認知症高齢者が、地域で安心して暮らしていることをめざします。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

- 市民、事業者・関係団体等の役割
 - ・町会・自治会、民生・児童委員やボランティア団体、元気高齢者などは、一人暮らしの高齢者などへの生活支援(見守り活動・配食サービスなど)の推進に努めます。
 - ・地域包括支援センターは、地域を拠点とした地域包括ケアを推進します。
 - ・医療機関、国民健康保険団体連合会、介護サービス事業者は、介護給付の適正化に向けて、市との連携強化を図ります。
- 市の役割
 - ・市は、地域包括ケアシステムの構築に向けて介護保険制度の円滑な運営に努めます。
 - ・市は、給付の適正化に向けた取り組みを進めるとともに、負担と給付のバランス等を考慮しながら健全な財政運営に努めます。
 - ・市は、介護予防事業を推進するとともに、元気な高齢者の社会参加活動を推進します。
 - ・市は、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者等の見守り活動や、介護と医療の連携を進め、高齢者の権利擁護の拡充を図ります。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 計画の改定等と推進

(1)「みたか高齢者憲章」に基づく施策の推進	◎ ①「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進
(2)「健康福祉総合計画2022」の改定と推進	◎ ①「健康福祉総合計画2022」の改定と推進 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
(3)「介護保険事業計画」の策定と推進	◎ ①「介護保険事業計画」の策定と推進

2 社会参加の促進

(1)高齢者の就業支援	※ ①高齢者就業支援事業の推進 (「第2部-第5 消費生活の向上」参照)
(2)生きがい活動の充実	◎ ①生きがい活動の支援・充実 ※ ②生涯学習、市民スポーツ活動の推進 (「第7部-第1 1生涯学習の推進」「第7部-第2 市民スポーツ活動の推進」参照)

3 安全安心の生活の確保

(1)長寿社会を支える環境の整備	◎ ①バリアフリーのまちづくりの推進 (「第3部-第3 1住環境の改善」参照)
	※ ②心のバリアフリーの推進 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	※ ③多様な住まいの誘導・促進
(2)在宅生活の支援・推進	◎ ①介護予防事業の推進 (「第5部-第5 健康づくりの推進」参照)

	◎ ②在宅療養の推進
	※ ③家庭介護者への支援
	④自立生活支援サービスの充実

4 地域の支え合いの仕組みづくりの推進

(1)「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり	◎ ①地域ケアネットワーク推進事業の充実・発展 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	◎ ②災害時避難行動要支援者支援事業等の推進 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	◎ ③買物環境の整備 (「第2部-第4 1商業環境の充実」参照)
	※ ④地域交流・多世代交流の推進 (「第5部-第1 地域福祉の整備」参照)
	⑤避難所運営体制の強化 (「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照)
(2)地域を拠点としたまちづくりの推進	◎ ①地域における身近な総合相談窓口の充実
	◎ ②地域資源の連携強化
	◎ ③福祉人財の養成と活動支援 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	④NPO・ボランティア団体等への支援・連携

5 認知症高齢者の支援と権利擁護の推進

(1)認知症高齢者の支援	◎ ①地域の連携による認知症高齢者への支援
	◎ ②認知症高齢者を支えるサービス体制の充実
	◎ ③認知症高齢者を抱える家族への支援
(2)高齢者の権利擁護の推進	※ ①権利擁護センターみたかの運営の充実 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	※ ②成年後見制度の推進
	※ ③高齢者虐待防止の充実
	④高齢者の消費者被害防止体制の充実 (「第2部-第5 消費生活の向上」参照)

6 介護保険制度の円滑な運営

(1)介護保険事業の円滑な運営	※ ①介護保険事業の円滑な運営
	※ ②介護・福祉ニーズの適切な把握
	※ ③給付適正化の推進
	④要介護認定の公平性の確保
	⑤適正な保険料の設定
(2)介護保険サービスの充実	◎ ①在宅医療・介護連携の推進
	◎ ②認知症施策の推進
	◎ ③介護予防・生活支援サービスの整備
	◎ ④地域包括支援センターの機能強化
	※ ⑤高齢者の住まいの安定的な確保
(3)介護保険サービス基盤の充実	※ ①在宅サービス基盤の充実
	※ ②施設サービス基盤の充実
(4)介護保険サービスの質の確保	※ ①第三者評価事業の推進と支援 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	※ ②社会福祉法人に対する指導検査の充実 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	※ ③事業者情報の提供・公開の促進
	④介護保険事業者連絡協議会の支援及び連携

	⑤介護人財確保等の支援
(5)介護保険制度の改善	①介護保険制度の改善要請

7 推進体制の整備

(1)関係機関等との連携	◎ ①保健・医療・福祉の連携 (「第5部-第5 健康づくりの推進」参照)
	※ ②福祉総合案内の充実 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	※ ③関係団体等との連携による施策の充実 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)

V 主要事業

1-(1)-① 「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進

1-(3)-① 「介護保険事業計画」の策定と推進

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるよう、「みたか高齢者憲章」に基づき、高齢者施策を推進します。

また、介護保険法第117条の規定に基づき、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、今後の高齢者や高齢者を取り巻く状況の中長期的な見通し等を視野に入れながら、3年ごとに介護保険事業計画を策定し推進に努めます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
「介護保険事業計画」の策定と推進	介護保険事業の円滑な実施	第六期介護保険事業計画の策定	第六期推進	→	第七期策定	第七期推進	3年ごとに計画策定・推進

2-(2)-① 生きがい活動の支援・充実

高齢者が、地域福祉活動や地域のまちづくりの担い手としてそれまでに培ってきた経験や知識を活用し、それを必要とする個人・団体に貢献できる仕組みであるマッチング推進事業(通称:三鷹いきいきプラス)について、充実を図ります。

また、健康で就労への意欲があるにもかかわらず、場所や機会に恵まれない高齢者に対して、他機関と連携して就業の場の開拓や情報の提供を行い、生活支援とともに、生きがい活動に対する支援を推進するほか、ボランティア活動などについても、元気高齢者の多様な社会参加を推進するため、活躍できる場の提供を進めます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
生きがい活動の支援・充実	マッチング推進事業の推進	推進	推進				→

3-(2)-② 在宅療養の推進

6-(2)-① 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方が必要な高齢者の在宅での生活を支えていくため、医師会等と連携しながら、在宅医療と介護の連携に関する地域課題の抽出と対応策の検討を行う協議会を設置するなど、在宅医療・介護連携推進事業に取り組みます。また、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、病院のソーシャルワーカー等の医療関係職種と介護支援専門員、地域包括支援センター、介護サービス事業

者等の多職種の連携を推進します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
在宅医療の実施体制の整備	在宅医療体制整備の推進	—	検討・準備	協議会等設置	充実		→

4-(2)-① 地域における身近な総合相談窓口の充実

4-(2)-② 地域資源の連携強化

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域ケアネットワークの推進、地域の相談窓口としての地域包括支援センターの機能の強化を図るとともに、市との協働で高齢者総合調整会議や権利擁護センターの事例検討会などを活用しながら、困難事例等への対応を図ります。また、障がいのある方が高齢になっても、引き続き適切な生活支援を行えるよう、関係機関等の連携強化と障がいへの理解の促進を図ります。

また、民生・児童委員やほのぼのネット員(注2)、町会・自治会、地域包括支援センター等関係機関・団体などによる地域での見守りを推進するとともに、その機能を十分に発揮できるよう、活動支援の充実を図ります。

(注2)ほのぼのネット:住みなれた家、住みなれた地域(場所)で暮らしている高齢者、障がい児・者、児童や日常生活でお困りの方々が、安心してより快適に暮らせるように、同じ地域に住む住民が「ほのぼのネット員」となって“住みよいまちづくり”を進めるボランティア活動のことです。

	計画期間 (平成34年)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
地域における身近な総合相談窓口の整備と充実	民生・児童委員、町会・自治会等地域資源との連携強化	推進	推進				→

5-(1)-① 地域の連携による認知症高齢者への支援

5-(1)-② 認知症高齢者を支えるサービス体制の充実

5-(1)-③ 認知症高齢者を抱える家族への支援

6-(2)-② 認知症施策の推進

認知症高齢者の早期発見・早期診断体制を整備するために、認知症地域支援推進員の配置、「三鷹・武蔵野認知症連携を考える会」への取り組みを行うなど、高齢者が、認知症等により判断能力が低下しても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、「認知症にやさしいまち三鷹」の取り組みを進めます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
「認知症にやさしいまち三鷹」の推進	推進	推進	推進				→

6-(2)-③ 介護予防・生活支援サービスの整備

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、多様な担い手によるサービス提供体制を整備し、要介護状態にならないための介護予防の充実を図ります。また、生活支援コーディネーター(注3)を配置し、地域資源を活用した生活支援サービスの仕組みづくりに取り組みます。

(注3)生活支援コーディネーター:高齢者の生活支援等サービスの体制整備を目的として、地域においてコーディネート機能(主に地域資源の開発やネットワークの構築)を果たす人のことです。

	計画期間 (平成34年)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
介護予防サービスの整備	多様な担い手によるサービスの提供	—	検討	移行	推進	→	
生活支援コーディネーターの配置	生活支援コーディネーターを配置し、地域資源を活用した生活支援サービスの提供	—	モデル配置 (2地域)	全市配置 (7地域)	充実	→	

6-(2)-④ 地域包括支援センターの機能強化

在宅医療と介護の連携や認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備等のため、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、多職種や地域住民との協働により、地域の課題抽出におけるニーズの把握と市の政策形成を繋ぐ要となる「地域包括ケア会議」の充実を図ります。また、新しい総合事業の実施に伴う介護予防ケアマネジメントにより、適切な生活支援を行っていきます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
地域包括ケア会議の充実	地域包括ケア会議の充実	モデル実施 (2地域)	全市展開 (7地域)	充実		→	
介護予防ケアマネジメントの実施	適切な生活支援のための介護予防ケアマネジメントの実施	—	検討	実施		→	

VI 推進事業

3-(1)-③ 多様な住まいの誘導・促進

6-(2)-⑤ 高齢者の住まいの安定的な確保

高齢者が住み慣れた地域で、必要なサービスを受けながら暮らし続けることができるよう、多様な住まいの整備の誘導・促進を図ります。

3-(2)-③ 家庭介護者への支援

介護者である家族の介護にかかる負担感を軽減し、要介護者との関係を良好に保ち、できるだけ長く在宅での生活を継続するため、社会福祉協議会等との協働により、家族介護者交流事業等の充実を図ります。

5-(2)-② 成年後見制度の推進

認知症や精神疾患等により、判断能力の低下した高齢者が安心して日常生活を続けられるよう、権利擁護センターみたかと協働し、成年後見制度の周知・啓発と相談支援等を図るとともに、地域で支える仕組みとして市民後見人の養成を充実します。

5-(2)-③ 高齢者虐待防止の充実

高齢者虐待に対する啓発活動を推進します。民生・児童委員、地域包括支援センターなど地域との連携強化により、虐待の予防・早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けている高齢者の安全を確保するため、緊急保護体制の強化を図ります。

6-(1)-① 介護保険事業の円滑な運営

介護保険制度の周知に努め、相談体制の充実等を推進することにより、介護サービスを必要としている人に必要なサービスが行き届くよう、介護保険事業の円滑な運営を図ります。

6-(1)-② 介護・福祉ニーズの適切な把握

新たな福祉サービスの充実や、必要な介護・福祉サービスの提供及び支援を行うため、引き続き高齢者の実態調査を実施し、的確なニーズの把握に努めます。

6-(1)-③ 給付適正化の推進

介護が必要な人を適正に認定し、適切なケアマネジメント(注4)により必要とするサービスを見極め、事業者が適正にサービスを提供することを促すため、介護給付適正化の取り組みを進めます。なお、取り組みにあたっては、「東京都第3期介護給付適正化計画」との調整・連携を図りながら進めます。

(注4)ケアマネジメント:福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のことです。

6-(3)-① 在宅サービス基盤の充実

高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域密着型サービスの充実を図るとともに、未整備地域を中心とした基盤整備に努めます。

6-(3)-② 施設サービス基盤の充実

在宅での生活が難しくなった高齢者に対し、地域密着型施設の整備を図るなど、サービス基盤の整備・充実に努めます。

Ⅶ 関連個別計画

- ・健康福祉総合計画 2022
- ・高齢者計画・第六期介護保険事業計画